

件名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主管課	行革分権課
根拠法令等	地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項

【改正の概要】

1 第7次一括法による都道府県から中核市への法定移譲に伴う改正

- ① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく事務
 幼保連携型認定こども園の申請事項等の変更に係る届出の受理等の事務が、中核市に法定移譲
 されること等に伴う改正
 （ 特例条例により移譲している一部事務が中核市へ法定移譲となるため、移譲事務から削除等
 [対象：松山市] ）

(法定移譲前)

区分	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認定・認可	松山市（法定移譲）	松山市 （事務処理特例条例に基づく移譲）		
情報の公表	松山市 （事務処理特例条例に基づく移譲）			
変更届	松山市			
運営状況報告	松山市 （事務処理特例条例に基づく移譲）			



(法定移譲後)

区分	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認定・認可	松山市（法定移譲）	松山市 （事務処理特例条例に基づく移譲）		
情報の公表	松山市 （事務処理特例条例に基づく移譲）			
変更届	松山市			
運営状況報告	松山市 （法定移譲）			

2 法改正に伴う規定整備

- ① 医療法の一部改正に伴う改正
 法律改正に伴い、「介護医療院」が医療提供施設に位置付けられ、医療法人の設立目的に追加されたことに伴う所要の改正
- ② 農業協同組合法の一部改正に伴う改正
 医療法の改正に伴う所要の改正
- ③ 高圧ガス保安法施行令の一部改正に伴う改正
 施行令改正による号の細分の新設に伴う所要の改正
- ④ ガス事業法の一部改正に伴う改正
 法律改正により生じた条項ずれに伴う所要の改正

施行日	平成30年4月1日
-----	-----------

【その他参考事項】